

キャッシュレス対応店舗を表す図案に関する募集要項

2024年4月

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

1 募集の背景

キャッシュレスの普及に伴い、多くの店舗においてキャッシュレスが利用可能な環境が整いつつあります。また、一部では、現金の取り扱いを廃止し、キャッシュレスのみを取扱う店舗ケースも登場してきています。

国内消費におけるキャッシュレス利用が大きく伸び、2023年にはキャッシュレス決済比率が39.3%に到達いたしました。2025年までに40%達成という政府が定める目標値が、目前に迫っています。また、2025年は大阪・関西万博の開催年でもあり、大阪・関西万博では日本のキャッシュレス推進の加速化を図るため、会場内では現金の取り扱いを行わず、キャッシュレス決済を本格導入することが発表されています。インバウンド観光客も増加傾向にあり、国籍や言語等を問わず社会全体としてキャッシュレスを利用できる場所の把握が重要になってくると考えられます。特に完全キャッシュレス店舗では、お支払いの手段をキャッシュレスに限定することで店舗運営の効率化等の実現が期待される一方、現金での支払いを希望されるお客様への事前の周知・理解も重要となってまいります。キャッシュレスが利用可能な店舗や完全キャッシュレス店舗をご認識いただける共通の目印となるものを店頭や地図等へ明示することで、購買のさらなる円滑化を目指せると考えます。

このような背景を受け、一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下、「当協議会」といいます）では、キャッシュレス利用可能店舗や完全キャッシュレス店舗を識別可能とする図案（以下、「図案」といいます）を広く一般に募集することといたします。

2024年4月

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

2 募集概要

2.1 応募作品について

今回採用する図案は、その商標権等を当協議会が保有することといたしますが、キャッシュレスの普及に向け広く一般にご利用いただけるよう、当協議会が別途定める利用ガイドラインに違反しない限りにおいて、どなたでもご利用いただけるようにいたします。

当協議会が想定する図案の活用方法としては、完全キャッシュレス店舗やキャッシュレス利用可能店舗における店頭掲示、地図や案内図等における表示を想定しています。

2.2 募集内容

1に記載の背景、2.1に記載の活用方法に適合する図案として、以下2図案を1組として募集いたします。ご応募に際しては、図案のコンセプト（200文字程度）も添えていただきます。

図案① 完全キャッシュレス店舗を示す図案

図案② キャッシュレス利用可能店舗を示す図案

2.3 全体スケジュール

- 2024年4月17日： 本募集要項の公表
- 2024年5月26日： 募集締切り（18:00）
- 2024年6月12日： 審査・選考の終了、採用図案の応募者への通知
- 2024年6月17日週： 図案の公表

3 応募要領

3.1 応募資格

- プロ・アマは問いません。経験や受領歴の有無等も不問です。
- 年齢についても不問ですが、18歳未満の方は、あらかじめ応募について保護者の同意を得、応募時に保護者名、保護者の連絡先をご連絡ください。
- 当協議会とのコミュニケーションの観点から、日本国籍の方、もしくは、日本在住の方（日本国内の住民票をお持ちの方）を対象とします。
- 個人での応募のみとし、グループでの応募はできません。
- 暴力団、暴力団員（または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員またはテロリスト等（疑いがある場合を含みます。）その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力等」といいます。）は応募できません。

※ 選考過程で、当協議会事務局よりご連絡（電話やメールでの連絡、直接の面談等）させていただく場合がございます。応募者におかれましては、予めご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。ご連絡が取れなかった場合、選考対象外となる可能性がありますのでご留意ください。

3.2 受付期間

2024年4月17日（水）正午～5月26日（日）18:00まで

3.3 応募可能点数

応募点数には特に制約はありませんが、2図案1組単位でのご応募をお願い致します。図案①もしくは図案②どちらか一方のみの応募は認められません。

3.4 応募方法

- 応募受付期間内に、専用フォーム（<https://forms.gle/EkRx7bipB1zsuVtw8>）からご応募ください。
（郵送、FAX、電子メールおよび直接持ち込み等での受付は実施いたしません）
- 図案を ai（イラストレーター）形式 で応募する場合は、同内容の PDF 形式のファイルもあわせてご提出ください。ai（イラストレーター）形式 で応募しない場合は、

PDF形式のファイルをご提出ください。（その他の画像形式ファイルは認められません）

3.5 最優秀作品の応募者への賞品

以下のキャッシュレス決済サービスやデジタルギフト※をセットで、総額25万円分を贈呈いたします。

au PAY ギフトカード 5万円分
（協力：auペイメント株式会社）



d払い残高 5万円分
（協力：株式会社NTTドコモ）



QUOカードPay 5万円分
（協力：株式会社クオカード）



PayPayギフトカード 5万円分
（協力：PayPay株式会社）



楽天Edy 5万円分
（協力：楽天Edy株式会社）



※ ご利用に際して、各サービスのアカウント（利用者登録）が必要となる場合がございます。
また、各賞品には、有効期限等の利用にあたっての制約がある場合がございます。
具体的な制約等については、受賞者に対し、賞品の贈呈時にご説明させていただきます。

4 審査・選考方法

4.1 審査手順

公正を期すため、応募者名等は伏せた上で審査を行います。

審査選考の流れは、以下のとおりです。

- ① 要件確認（当協議会事務局にて応募作品の形式要件の確認）
- ② 第一次選考（当協議会の会員による選考）
- ③ 知的財産関連調査（協会の指定する弁護士等による商標権等の確認）
- ④ 最終選考（最終候補作品から最優秀作品の選考）

審査内容に関しては、理由の如何に関わらず開示しません。

応募作品の中から「最優秀作品」1作品を選出します

4.2 選考結果の通知方法

「最優秀作品」の応募者に通知するとともに、当協議会が関与するイベント及び公式Webサイト（<https://paymentsjapan.or.jp/>）にて公表します。

5 応募に際してのご留意点

ご応募にあたり、以下の事項についてご配慮をお願い致します。

5.1 図案に関する留意点

- 事前の学習等がなくとも即時的に把握できること
- 国籍、言語、信条、時代背景等に関係なく、普遍的に理解ができること
- 現金の利用を否定するような内容ではないこと
- 特定の決済手段のみが利用可能と誤認されないこと
- 特定の人物、団体等を特定できるような内容ではないこと
- 政治的、宗教的、商業的メッセージ、反社会的な要素、誹謗中傷を含まないこと
- 公序良俗に反する等、一般に掲示する際の妨げとなる内容ではないこと
- 図案に文字や文字と誤認する恐れのある図柄を含まないこと
- 利用目的を踏まえ、正方形の枠内での利用に適していること（図案に囲み枠の記載は必須ではありません）
- 印刷方法等を考慮し、単色印刷でも判別しやすい配色とすること

5.2 既存の著作物等に関する留意点

応募者には、その応募作品が当該応募者自らが創作したオリジナルの作品であって自らが著作者であること、会社の業務で作成したものではないこと、既に公表されている自らまたは第三者の作品（Web上で掲載されたものも含まれます。）と同一または類似ではないこと、第三者の著作権を侵害するものではないこと、応募者が認識している限り商標権、その他の知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないことを確約していただきます（ただし、応募者は第三者による同一・類似の商標権の登録につき調査義務を負うものではありません。）。これらの違反があった場合にはその一切の責任を応募者が負うこととします。

5.3 応募作品の知的財産権等について

応募者は、その応募作品が最優秀賞に決定された場合には、当該作品に関する著作権、商標権、その他の知的財産権、所有権等の権利を当協議会に無償で譲渡するものとします。また、当協議会またはその指定する者等により、当該作品につき商標の出願・登録が行われることがあることをご了解いただき、権利譲渡や保護等に関して必要となる書類の提出その他の各種事務・手続等についてご協力いただきます。

当協議会は「最優秀作品」を、当協議会が定めるガイドラインに基づき利用することを前提に、一般に利用可能となることを想定しています。また「最優秀作品」の応募者は、

当協議会が、①作品を公表すること、②図案の利用に際して応募者名を表示しないこと、③当該作品の利用目的に照らしやむを得ないと認められる改変を行うことに同意していただきます。

5.4 個人情報の取扱いについて

応募フォームで収集する応募者の個人情報については、応募や選考に関するご連絡その他審査事務に必要な範囲のみで使用いたします。

5.5 その他応募に関する注意事項

- 応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いかねます。
- 「最優秀作品」の選考にあたり、当協議会から応募者に対して連絡を取らせていただく場合がありますが、「最優秀作品」の公表までは、当該連絡の事実および内容を秘密事項として取り扱っていただきます。これらの情報を第三者に口外しないようお願いいたします。
- 当協議会は、「最優秀作品」以外の応募作品は公表せず、これらの図案等のデータは責任をもって消去し、本件選考以外の目的で複製その他の利用に供しないものとします。なお、当協議会は、ご提供いただいた応募作品の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等については責任を負いかねますので、応募作品に係るデータ等のバックアップは各自でご対応ください。
- 応募作品について本応募要項に違反する事実が明らかになった場合には、審査の対象外とし、または応募を無効とすることがあります。また、「最優秀作品」について本応募要項に違反する事実が明らかになった場合には、「最優秀作品」としての認定を取り消す場合があります。「最優秀作品」としての認定が取り消しとなった場合、最優秀候補作品の中から新たな「最優秀作品」を選出します。「最優秀作品」としての認定が取り消された場合で、すでに賞品を引き渡し済みの際には、当協議会に対し、賞品相当額の全額を返金していただきます。
- 応募作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- 本応募要項に記載された事項（スケジュール、注意事項等）については、今後、当協議会の判断により、変更または追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方であってこれに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じかねます。

- 審査過程について個別のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- 本応募要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、本応募要項への同意にもかかわらず応募に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることをご了解いただきます。

以上

【一般の方のお問い合わせ先】

一般社団法人キャッシュレス推進協議会 <https://paymentsjapan.or.jp/contact/>